

議第 30 号

下呂市立休日診療所設置条例の一部を改正する条例について

下呂市立休日診療所設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市休日診療所の収入を一般会計で運営する場合において、歳入予算科目は地方自治法施行規則第 15 条別記の規定が適用されるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市立休日診療所設置条例の一部を改正する条例

下呂市立休日診療所設置条例（平成19年下呂市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（使用料等）</u></p> <p>第6条 第3条の診療を受けた者に対しては、 <u>使用料</u>及び手数料（以下「<u>使用料等</u>」という。） を徴収する。</p> <p>2 前項に規定する<u>使用料等</u>は、下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例（平成24年下呂市条例第11号）及び下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例施行規則（平成24年下呂市規則第7号）の例による。</p> <p><u>（使用料等の減免）</u></p> <p>第7条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前条の<u>使用料等</u>を減額し、又は免除することができる。</p>	<p><u>（利用料等）</u></p> <p>第6条 第3条の診療を受けた者に対しては、 <u>利用料</u>及び手数料（以下「<u>利用料等</u>」という。） を徴収する。</p> <p>2 前項に規定する<u>利用料等</u>は、下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例（平成24年下呂市条例第11号）及び下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例施行規則（平成24年下呂市規則第7号）の例による。</p> <p><u>（利用料等の減免）</u></p> <p>第7条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前条の<u>利用料等</u>を減額し、又は免除することができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市立休日診療所設置条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市休日診療所の収入を一般会計で運営する場合において、歳入予算科目は地方自治法施行規則第15条別記の規定が適用されるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 診療所収入の名称を、利用料から使用料に改めます。

(第6条、第7条関係)

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

(附則関係)

